

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険税の賦課に際して、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが、被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であると考えます。低所得世帯に対する軽減を、広く実施するには応益割合 5：5 の平準化を目指す必要があると考えております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの保険税均等割負担の廃止を導入した場合、その負担について他の被保険者から負担していただくことになるという財源の問題が生じるものと考えます。また、税の公平性の観点から軽減措置については、広く議論等を行うなど、被保険者の理解を得る必要があると思います。このため、子どもの保険税均等割負担の廃止については、慎重な検討を要すると考えております。また、現在、県と市町村職員で構成する財政運営ワーキンググループで保険水準の統一化に向け議論を進めているところでもあるため、その検討などを踏まえ考えていきたいと考えています。

国保加入の多子世帯数 : 21 世帯 (3 人以上子どもがいる世帯)
3 人目以降の子どもの数 : 26 人

(令和元年 7 月 1 日現在)

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

国保制度改革により平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、県は運営方針を策定し、赤字解消に向けた取り組み等を示しています。

また、国では国保の財政を安定的に運営していくためには、原則として必要な支出を保険税や国庫支出金等により賄うこととしています。

一般会計繰入金は、町の義務として行わなければならない保険基盤安定繰入金や事務費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金を繰り入れており、歳入不足の解消等を目的とする法定外繰入金は、平成 29 年度以降行っていません。町国保運営協議会の意見をいただきながら、今後も継続的に安定した財政運営を行いたいと

考えています。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

当町では、条例で減免規定を設けています。減免制度が十分機能するよう、制度の周知や、納税相談の際などに必要な方を制度につなげるなど、適切な対応を行っていきたいと考えます。また、減免基準等については、財政運営ワーキンググループの検討などを踏まえていきたいと考えています。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

条例の規定に災害時の減免についても規定されておりますので、必要な際は適切な対応をとっていきたいと考えます。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

近隣市町村の状況や財政運営ワーキンググループの検討などを踏まえ考えていきたいと考えています。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

①と同様に検討していきます。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

当町において、税を滞納している方に対しては納税相談を行ったうえで、個々の生活状

況を把握しながら生活支援を行う部署等と連携を図りながら住民に寄り添った対応をしてまいりたいと考えます。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

滞納処分については内容にもよりますが、本人納得のうえ行っております。今後も引き続き個々の実情を勘案しつつ対応してまいりたいと考えております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあつてはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

納税相談等を行い個々の実状を考慮しながら対応してまいりたいと考えます。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

納税相談を行い状況を確認しながら対応してまいりたいと考えます。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

当町は現在、納税相談により生活及び健康の状況等の確認しながら対応しております。なお資格証明書の発行は0件です。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

国保運営協議会につきましては、現在9名で構成し、うち被保険者代表は3名の方にお願いをしております。公募については、今年4月に任期満了による委員改選の際、被保険者代表の公募を実施いたしました。残念ながら応募はございませんでしたが、今後、改選の際には公募を実施したいと考えております。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

近隣自治体の状況等を勘案しながら、今後の検討課題としたいと考えます。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健診の自己負担金につきましては、平成 29 年度に 1,500 円から 1,000 円と減額に努めております。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

集団検診につきましては、土・日曜日の開催を実施するなど受診しやすい環境づくりに努めております。健診項目につきましては、毎年、地区医師会管内市町で協議し、必要と思われる項目については追加項目として取り入れております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

町では、保健センター及び地域包括支援センターが中心となり「栄養」「運動」「社会参加」の 3 本柱に、保健師をはじめ、県、大学、研究機関とも連携して事業を展開しております。町民サポーターの育成に力を入れ、健康づくり事業(健康教室等)の運営への町民参画について、持続可能な体制を整備しております。保健師の増員につきましては採用担当課と協議してまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

町の個人情報条例や関係する法令を順守の上、今後も個人情報の管理には細心の注意を払って実施いたします。

2. 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

後期高齢者医療被保険に加入されている方には どなたにも一律負担いただく「均等割額」及び収入に応じて負担する「所得割額」の合算にて、保険料を納付していただき、埼玉県後期高齢者医療広域連合においては この合算額に 所得に応じて複数の軽減措置を用いて後期高齢者への保険料支出負担の軽減に努めております。

所得のない方等への後期高齢者医療保険料の滞納への対応としては、督促・催告通知の郵送以外にも 職員が直接伺い、滞納者の所得及び生活状況等のお話を伺いご理解いただきながら、保険料の収納に努めております。

資格証明書につきましては、埼玉県では発行しておりません。また、保険料滞納者へ「短期保険証」の発行につきましても、保険料滞納者との面談等による生活及び健康の

状況等の確認の後、滞納額の納付の誓約にて判断をしております。

今後も、保険料納付の公平性へのご理解をいただき、日常の生活に支障がない様、対応してまいりたいと考えます。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

町では、保健センター及び地域包括支援センターが中心となり、地域のボランティアや近隣の大学の協力のもと健康教室などを開催し、様々な健康づくりを実施しております。健康長寿事業の拡充につきましては、近隣自治体の状況等を勘案し検討したいと考えます。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

現在、後期高齢者の特定健診自己負担額は通常の方より低い金額設定を設けております。各種健(検)診の無料化は財政状況等を勘案し検討します。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

第7期事業計画期間が始まり、概ね計画通りに推移しております。今後も計画の進行管理を徹底して、必要なサービスの提供体制等の維持に努めます。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

町では関係機関と連携して、担い手であるボランティアさんの育成に努めておりますが、A類型及びB類型につきましては、本町ではまだ事業設定をしておりません。

2. 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

【回答】

町の要支援者の訪問介護・通所介護については、介護予防給付と同じ「現行相当」の基準でサービスを提供しています。また、要支援者や虚弱高齢者の生活支援・通いの場を確保するため、社会福祉協議会と連携しながら地域のサロンの運営や生活支援を行なうサポーターの養成に取り組んでいます。現行相当サービスについては、町内並びに近隣の事業者を指定し、利用者数においては、訪問サービスは概ね毎月 10 名、通所サービスは概ね 50 名が利用されております。今後も、利用者の機能の維持・向上を図り重篤化を防ぐため、サービス事業者の協力の下、現行サービスの提供体制を確保していきたいと思っております。

- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

利用者の機能の維持・向上を図り重篤化を防ぐため、現行相当サービスをサービス事業者の協力の下、現行の訪問介護サービス相当のみを提供しています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

地域包括ケアシステムの構築においては、高齢者の社会参加の促進、保健福祉・介護保険サービスの充実強化における関係機関の相互の連携、多様な生活支援体制の整備等があります。そのうち、生活支援体制における生活支援サービスとして、社会福祉協議会が行うふれあい在宅サービス等で、地域での支え合い活動が実施されており、多くの高齢者の方が、自らサービスの提供主体となって活躍しています。

- (2) **認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。**

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

認知症の方の支援については、認知症初期集中支援チームの設置や、認知症地域支援推進員の配置等を行っており、行政機関のみならず各種専門職と連携して、集中支援を行っています。

- (3) **在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。**

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

定期巡回 24 時間サービスについては、現在町外に所在する地域密着型サービス事業

所の協力の下に、サービスを提供しています。介護保険法の規定により、地域密着型サービスの事業所においては受け入れ市町村長の同意が必要であることから、その調整等が課題になっています。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

- (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。**

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護従事者の人材確保等については、埼玉県や町内の介護保険事業所などと連携しながら取り組んでいきたいと思えます。

- (2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。**

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

介護従事者の人材確保等については、埼玉県や町内の介護保険事業所などと連携しながら取り組んでいきたいと思えます。

- (3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。**

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

居宅介護支援事業者を対象に、各種研修等に取り組んでいますが、ハラスメント対策の研修につきましては、実施しておりません。埼玉県や町内の介護保険事業所などと連携しながら取り組んでいきたいと思えます。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

- (1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。**

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

特別養護老人ホームの整備については、平成29年2月に旧小学校跡地を活用し広域

型特養を 90 床整備しました。これにより町内に 180 床整備されており、特養の整備率は、県内市町村の中でも高い状況となっています。

また、小規模多機能施設が町内に整備されており、利用者も増加しております。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請に基づき、所得に応じた負担限度額までの自己負担と基準限度額との差額を、特定入所者介護サービス費として給付しています。

(3) 要介護 1・2 の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

特別養護老人ホームの判定におきましては、待機者情報などの入所希望者の現況を、埼玉県の指導の下に近隣市町村を含めて、広域的に情報交換し連携しながら対応しております。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018 年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】

2018 年度の保険者機能強化推進交付金は、総額 3,506 千円でした。その使途につきましては、直接、住民の介護予防や機能強化等に供する事業である介護予防・生活支援サービス事業費における介護予防・生活支援サービス給付費に 2,624 千円、一般介護予防事業に 882 千円に充当させていただきました。

(2) 2019 年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金は、交付金として国が交付するものであることから、現段階では、その見込額などは不明です。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

評価指標にあわせて、適切に対応しています。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

第7期計画策定にあわせて、従来4,100円の第1号介護保険料を4,000円に引き下げて運営しております。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

本年度より、介護委保険法施行令の改正等にあわせて、低所得者の介護保険料（第一段階～第三段階まで）を軽減しました。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

過年度滞納者へは、納付に向けて個別の納付相談に応じております。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

計画については、順調に推移しており、概ね計画通りとなっています。給付総額については10億8百5万8千447円で計画額（10億6千1百1万1千円）に対して、95%でした。今後も、一般介護予防事業に重点的に取り組み、事業計画の進捗管理を徹底させていきたいと思っております。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

特別な事情で一時的に保険料が納めらなくなったときには、減免などの相談には応じております。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

地域包括支援センターでは、虐待相談を受けつけた場合には、関係機関などを連携して対応しており、介護サービス事業者などの協力の下に、親族等からの相談に適切に対応しております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町の1市3町で構成している地域総合支援協議会の場で協議を行う予定であります。現在は広域で取り組むべき課題の抽出のため、各市町社会資源等を整理しているところでございます。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

上記の協議会の内容に沿った予算の確保に努めていく予定です。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

緊急時に対応できる入所施設の整備も課題として挙がっていますので、課題の一つとして捉えていく予定です。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

協議会の委員として当事者団体の代表者をはじめ、当事者と関わりの深い福祉サービス事業者等の代表者等が委員として協議を図っていただく予定です。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH 併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

グループホームを含め、サービスの利用希望の相談があった場合は状況を確認し、随時、障害者支援区分審査会の認定を経て、希望に沿えるような支援を行っています。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

大切な意見として受け止め、今後の検討事案とさせていただきます。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

平成30年度の組織改正にあわせて、障害者福祉担当と介護保険担当を、長寿福祉課として再編成しました。老障介護については、本町で設置しております「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」により、老障介護も含めた気になる世帯の実態把握に取り組み、関係機関等と連携した対応を行っております。

また、入間西管内の日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町の1市3町で共同設置している障害者基幹相談支援センターによる定期的な出張相談会の開催、町内の現状報告を兼ねた連絡会を開催し、支援が必要な世帯の実態把握や、支援内容等を関係者で検討する機会を設けております。今後もこのような取り組みに力を入れ、老障介護の支援に取り組んでまいります。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

今後も県の補助要綱に準じて支給していきたいと考えています。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

重度心身障害者医療費公費負担制度の現物給付については、障がい者の負担軽減を図るため、平成 25 年 4 月から、子ども医療費と同じく、町内及び比企医師会管内の町との協定締結医療機関等において実施を開始いたしました。

さらに平成 25 年 10 月からは、入間郡（毛呂山町・越生町）の医療機関等（医科・歯科・調剤薬局）及び坂戸市・鶴ヶ島市の調剤薬局まで拡大し、平成 26 年 4 月から坂戸市・鶴ヶ島市の医療機関（医科・歯科）まで拡大しています。医師会等に所属していない医療機関等につきましては、個別に随時、協定を締結し、受給者の利便性を図っているところでございます。

- (3) 精神障害者は 1 級だけでなく 2 級まで対象としてください。

【回答】

現在、県の補助金交付要綱に準じて支給しておりますが、財源の確保が難しいことから、今後、支給対象者の拡大等についても県の補助要綱に準じて支給していきたいと考えています。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

本町では障害児(者)生活サポート事業を県の補助要綱に準じて実施しております。

利用者の経済的負担軽減を図るため、利用料から 600 円を控除した金額を補助し、さらに障害児は利用料全額を補助して実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

県補助金が上限設定されており、町の税収も現象傾向にあり財政的に難しいのでご理解ください。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

県補助金が上限設定されており、町の税収も現象傾向にあり財政的に難しいのでご理解ください。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

県への要望につきましては、近隣市町村の状況を確認するなどして検討させていただきたいと思っております。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

本町のガソリン代支給制度については、介助者も利用できるよう補助登録対象車両を家族所有の車両までとしております。また福祉タクシー制度・ガソリン代支給制度ともに所得制限や年齢制限は設けておりません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

地域格差是正については、近隣市町村と連携を図り、県への働きかけを検討させていただきたいと思います。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

避難行動要支援者名簿につきましては、登録者だけではなく、登録者の避難を支援する体制が重要となりますので、その支援体制における懸案事項と併せて、検討させていただきたいと思います。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

当町においては、町内福祉施設4施設と町有施設1施設の合計5施設を福祉避難所として指定しておりますが、町有施設1施設につきましては、直接避難することが可能な施設となります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害時においては、避難所へ避難されない方々に対しても、救援物資等の配布について想定をしております。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿情報の関係機関への外部提供については、災害対策基本法及び鳩山町個人情報保護条例の規定により、登録申請時において、特定した関係機関への提供における申請者からの同意が必要となります。

また、内容によっては、地域防災計画の改定並びに鳩山町避難行動要支援者制度実施

要綱の改正等の手続が必要となるため、ご提案事項については、地域防災計画の改定等と合わせた検討をさせていただきたいと思っております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

本町では平成16年度から待機児童はございません。今年度、入所申込児童165人全員が入所となっています。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

7月1日現在、0歳から2歳児5人、3歳から5歳児20人が弾力化により入所となっています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

本町では、町内には公立保育所はございません。また待機児童がいないため、現在のところ認可保育所の整備の予定はない状況です。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

町内の保育所に対しては、「鳩山町特定教育・保育施設等補助金交付要綱」を定めて、保育充実費など町独自の補助制度を実施し、支援体制の整備を努めております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

補助金の交付については、国県の補助要綱に準じて実施していく考えです。

2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、

自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

町内の保育所に対しては、「鳩山町特定教育・保育施設等補助金交付要綱」を定めて、保育充実費など町独自の補助制度を実施し、保育士の処遇改善や、保育の質の向上に努めております。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

国基準に準じ低所得者や多子世帯に対して軽減等を実施します。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

子ども・子育て支援事業では、本町が幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育を総合的に実施する主体となり、教育・保育の一体的提供や地域子ども・子育て支援事業の質と量の確保に努めております。新制度開始後も、これまで変わらず、町の責任において適切な保育を実施していきます。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

各家庭の実情をお聞きしながら、適切な対応に努めて行きたいと考えます。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

本町の条例における基準では、設備の基準として、専用区画の面積を児童1人あたり1.65平方メートル以上とし、支援の単位をおおむね40人以下としております。現在、

町内に2箇所の放課後児童クラブがございますが、2箇所とも、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」で示されている保育面積において、運営基準を満たしております。現在、待機児童はおらず、希望者全員が入所できている状態です。

学童保育の増設については、令和3年4月に開所予定の施設の一部を新たに学童保育所として活用する予定となっております。今後も入所児童数の動向を見ながら、放課後児童の安心・安全が確保できるよう保育の質を確保していきたくと考えております。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

本町には、公設民営の学童保育所が2箇所あり、「学童保育おしゃもじ山クラブ」と「学童保育室'90」運営は父母会に委託して実施しており、国・県の補助基準の運営費に加えて、町独自の加算も行うなど、指導員の処遇改善等に努めています。また、必要な施設の整備や備品の購入費も予算化するなど、放課後児童の環境整備を図っています。

支援員の処遇改善を目的に実施される「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、本町でも申請を行い、補助金の活用により放課後児童クラブに支払う委託料を増額して、支援員の処遇改善を図っております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

地域の実情を考慮しない規制緩和については、機会を見て要望等をしていきたいと考えます。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

子ども医療費については、本町では、県内でも比較的早い時期（平成21年度）から支給対象を入院・通院とも中学校修了前まで助成対象としており、積極的に取り組んできました。しかしながら、現在、県の補助対象は、0歳から就学前までの子どもが助成対象になっているため、補助対象外の医療費助成は町単独で負担しております。

厳しい財政状況のため、補助対象年齢を18歳年度末までに拡充することは考えておりません。

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

今後も引き続き、機会を見て国や県に補助金の支給対象年齢の引き上げについて要望してまいります

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

生活保護の申請にあたっては、生活保護制度の理解不足から生じる申請者の不利益を避けるためにも、生活保護制度の仕組みを「保護のしおり」等を利用して十分に説明し、保護の受給要件等について相談者の理解を得るように努めており、「保護のしおり」についてはカウンターに設置しています。

生活保護に関する事務は、町村の場合は県の福祉事務所が行い、鳩山町の管轄の福祉事務所は埼玉県西部福祉事務所になります。町では、生活保護制度に関する相談や生活保護の申請の進達事務を行っております。

ご要望につきましては、本町における、生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に、その旨を要望したいと思います。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

生活保護の問い合わせに対して、保護制度の説明を行い、申請を受付、西部福祉事務所へつなぐようにしています。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

生活保護に関する事務は、町村の場合は県の福祉事務所が行い、鳩山町の管轄の福祉事務所は埼玉県西部福祉事務所になります。町では、生活保護制度に関する相談や生活保護の申請の進達事務を行っています。

ご要望につきましては、本町における、生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に、その旨を要望したいと思います。

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

生活保護に関する事務は、町村の場合は県の福祉事務所が行い、鳩山町の管轄の福祉事務所は埼玉県西部福祉事務所になります。町では、生活保護制度に関する相談や生活保護の申請の進達事務を行っております。

ご要望につきましては、本町における、生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に、その旨を要望したいと思います。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

生活保護に関する事務は、町村の場合は県の福祉事務所が行い、鳩山町の管轄の福祉事務所は埼玉県西部福祉事務所になります。町では、生活保護制度に関する相談や生活保護の申請の進達事務を行っております。

ご要望につきましては、本町における、生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に、その旨を要望したいと思います。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

「就学援助費制度について」のお知らせを小中学校全児童生徒の保護者に配付し、広報にも掲載することで周知徹底しています。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

機会がありましたら、国や県に要請します。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

総合相談支援窓口を設置し、総合相談から生活困窮者に対して、連絡体制を、密に行い、必要であれば、個別ケース会議を開き、生活保護等を含めた適切な支援をできる体制づくりをしていきます。また、県と町による生活困窮者自立支援制度町村別連絡会議を年に1回開催し、町関係課、町関係機関を含めた情報共有を図れる場を作り、連絡体制を密にできるような支援体制をとっています。